

# 学校法人 金蘭会学園寄附行為

# 1. 寄 附 行 為

## 第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、学校法人金蘭会学園と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、事務所を大阪府吹田市藤白台5丁目25番1号に置く。

## 第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、信頼される自立した人材を育成することを目的とする。

(設置する学校)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

- (1) 千里金蘭大学 生活科学部 食物栄養学科 児童教育学科  
看護学部 看護学科
- (2) 金蘭会高等学校 全日制課程 普通科
- (3) 金蘭会中学校

(収益事業)

第 5 条 この法人は、その収益を学校の経営に充てるため、次に掲げる収益事業を行う。

- (1) 児童福祉事業
- (2) その他の教育、学習支援業

## 第 3 章 役員及び理事会

(役 員)

第 6 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 9名以上13名以内
- (2) 監事 2名以上3名以内

- 2 理事のうち1名を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。
- 3 理事(理事長を除く。)のうち2名以内を常務理事とし、理事総数の過半数の議決により選任する。常務理事の職を解任するときも、同様とする。

(理事の選任)

第7条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 千里金蘭大学長
  - (2) 金蘭会高等学校長
  - (3) 評議員のうちから評議員会において選任した者4名以上5名以内
  - (4) 学識経験者又はこの法人の教育に理解のある者の中から、理事会において選任した者3名以上6名以内
- 2 前項第3号に規定する理事の選任方法については、別に定める理事選任規則によるものとする。
  - 3 第1項第1号から第3号の理事は、学長、校長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

(監事の選任)

第8条 監事は、この法人の理事、職員(学長、校長、教員その他の職員を含む。以下同じ。)、評議員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であって理事会において選出した候補者の中から、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

- 2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

(役員任期)

第9条 役員(第7条第1項第1号及び第2号に掲げる理事を除く。以下この条において同じ。)の任期は、3年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、なお、その職務(理事長又は常務理事にあつては、その職務を含む。)を行う。

(役員補充)

第10条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1をこえるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

(役員解任及び退任)

第11条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき
- (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき

- (3) 職務上の義務に著しく違反したとき
  - (4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき
- 2 役員は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡
- (4) 私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき

(理事長の職務)

第12条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

(常務理事の職務)

第13条 常務理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を分掌する。

(理事の代表権の制限)

第14条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事長職務の代理等)

第15条 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

(監事の職務)

第16条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (4) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
  - (5) 第1号から第3号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
  - (6) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。
  - (7) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。
- 2 前項第6号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。

- 3 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(理事会)

- 第17条 この法人に、理事をもって組織する理事会を置く。
- 2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
  - 3 理事会は、理事長が招集する。
  - 4 理事長は、理事総数の3分の2以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内に、これを招集しなければならない。
  - 5 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。
  - 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。
  - 7 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。
  - 8 理事長が第4項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。
  - 9 前条第2項及び前項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
  - 10 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、第13項の規定による除斥のため過半数に達しないときはこの限りでない。
  - 11 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
  - 12 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
  - 13 理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(業務の決定の委任)

- 第18条 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であつて、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

(議事録)

- 第19条 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。
- 2 議事録には、議長及び出席した理事のうちから互選された理事2人以上が署名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。
- 3 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

## 第4章 評議員会及び評議員

(評議員会)

- 第20条 この法人に、評議員会を置く。
- 2 評議員会は、25名以上32名以内の評議員をもって組織する。
- 3 評議員会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
- 7 評議員会に議長を置き、議長は、評議員のうちから評議員会において選任する。
- 8 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決をすることができない。ただし、第12項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
- 9 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 10 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 11 議長は、評議員として議決に加わることができない。
- 12 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

(議事録)

- 第21条 第19条第1項及び第2項の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同条第2項中「理事のうちから互選された理事」とあるのは、「評議員のうちから互選された評議員」と読み替えるものとする。

(諮問事項)

第22条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- (1) 予算及び事業計画
- (2) 事業に関する中期的な計画
- (3) 借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- (4) 役員に対する報酬等(報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。)の支給の基準
- (5) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (6) 寄附行為の変更
- (7) 合併
- (8) 目的たる事業の成功の不能による解散
- (9) 収益事業に関する重要事項
- (10) 寄附金品の募集に関する事項
- (11) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

(評議員会の意見具申等)

第23条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくは、その諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の選任)

第24条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) この法人の職員のうちから、理事会において選任した者 11名以上13名以内
- (2) この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上の者のうちから、理事会において選任した者 6名以上8名以内
- (3) 千里金蘭大学長
- (4) 金蘭会高等学校長
- (5) 金蘭会保育園長
- (6) この法人の設置する学校の保護者代表及びPTAの会長並びに会長経験者のうちから、理事会において選任した者 1名以上2名以内
- (7) 学識経験者及び法人の教育に理解のある者のうちから、理事会において選任した者 4名以上6名以内

2 前項第1号及び第3号から第5号までに規定する評議員は、学長、校長、園長又はこの法人の職員の地位を退いたときは、評議員の職を失うものとする。

(任期)

第25条 評議員(前条第1項第3号から第5号までに掲げる評議員を除く。以下この条において同じ。)の任期は、3年とする。ただし、補欠の評議員の任期は前任者の残任期間とすることができる。

2 評議員は、再任されることができる。

(評議員の解任及び退任)

第26条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
- (2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき

2 評議員は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡

## 第5章 資産及び会計

(資産)

第27条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第28条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産及び収益事業用財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。
- 3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。
- 4 収益事業用財産は、この法人の収益を目的とする事業に必要な財産とし、財産目録中収益事業用財産の部に記載する財産及び将来収益事業用財産に編入された財産とする。
- 5 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産又は収益事業用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第29条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。



(積立金の保管)

第30条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第31条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

第32条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

- 2 この法人の会計は、学校の経営に関する会計(以下「学校会計」という。)及び収益事業に関する会計(以下「収益事業会計」という。)に区分するものとする。

(予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画)

第33条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

- 2 この法人の事業に関する中期的な計画は、5年とし、当該期間ごとに、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第34条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決がなければならない。借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)についても、同様とする。

(決算及び実績の報告)

第35条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

- 2 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。
- 3 収益事業会計の決算上生じた利益金は、その一部又は全部を学校会計に繰り入れなければならない。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第36条 この法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿(理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。)を作成しなければならない。

- 2 この法人は、前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為を各事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除いて、同項の閲覧をさせることができる。

(情報の公表)

- 第37条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。
- (1) 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき 寄附行為の内容
  - (2) 監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容
  - (3) 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿(個人の住所に係る記載の部分を除く。)を作成したとき これらの書類の内容
  - (4) 役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給の基準

(役員の報酬)

- 第38条 役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(資産総額の変更登記)

- 第39条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後3月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

- 第40条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終るものとする。

## 第6章 役員 の 損害賠償責任

(役員 の この法人 に対する 損害賠償責任)

- 第41条 役員は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。
- 2 前項の責任は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、総評議員の同意がなければ、免除することができない。

(責任の免除)

第42条 前条第2項の規定にかかわらず、役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の議決によって免除することができる。

(責任限定契約)

第43条 第41条第2項の規定にかかわらず、理事(理事長、常務理事、業務を執行したその他の理事又はこの法人の職員でないものに限る。)又は監事(以下この条において「非業務執行理事等」という。)が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償責任を限定する旨の契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律で定める額(以下「最低限度額」という。)を上限にこの法人があらかじめ定めた額と、最低限度額とのいずれか高い額とする。

(理事が自己のためにした取引に関する特則)

第44条 前2条の規定は、理事が自己のためにしたこの法人との取引によって生じた損害をこの法人に対し賠償する責任については、適用しない。

## 第7章 解散及び合併

(解散)

第45条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事会における理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決
  - (2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理事の3分の2以上の議決
  - (3) 合併
  - (4) 破産
  - (5) 文部科学大臣の解散命令
- 2 前項第1号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認可を、同項第二号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第46条 この法人が解散した場合(合併又は破産によって解散した場合を除く。)における残余財産は、解散のときにおける理事会において出席した理事の3分の2以上の議決により選定した学校法人その他教育の事業を行う者に帰属する。

(合併)

第47条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て文部科学大臣の認可を受けなければならない。

## 第8章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第48条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

- 2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

## 第9章 補 則

(書類及び帳簿の備付)

第49条 この法人は、第36条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に各事務所に備えて置かなければならない。

- (1) 役員及び評議員の履歴書
- (2) 収入及び支出に関する帳簿及び証憑書類
- (3) その他必要な書類及び帳簿

(公告の方法)

第50条 この法人の公告は、千里金蘭大学及び金蘭会高等学校掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

第51条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附 則

1 この寄附行為は、文部大臣の認可の日(平成4年12月8日)から施行する。

附 則

1 平成7年9月1日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成8年4月1日から施行する。

2 金蘭短期大学の家政科は、改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかわらず、平成8年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

1 平成13年12月20日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

1 平成14年12月19日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

1 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成15年11月27日)から施行する。

附 則

1 この寄附行為は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

1 この寄附行為は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

1 この寄附行為は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

1 この寄附行為は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

1 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成19年12月3日)から施行する。

附 則

1 この寄附行為は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

1 この寄附行為は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

1 平成22年3月2日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成22年4月1日から施行する。

- 附 則  
1 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成23年3月9日)から施行する。
- 附 則  
1 この寄附行為は、平成23年7月27日から施行する。
- 附 則  
1 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成24年1月31日)から施行する。
- 附 則  
1 この寄附行為は、平成24年5月29日から施行する。
- 附 則  
1 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成24年12月10日)から施行する。
- 附 則  
1 この寄附行為は、平成25年5月29日から施行する。
- 附 則  
1 この寄附行為は、平成28年4月1日から施行する。
- 附 則  
1 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成29年5月30日)から施行する。
- 附 則  
1 平成30年3月23日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成30年4月1日から施行する。
- 附 則  
1 令和2年3月18日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和2年4月1日から施行する。  
2 改正前の寄附行為第24条第1項第2号に基づいて選任された評議員は、任期満了まではその地位において職務を行うものとする。

## 新旧の比較対照表

新	旧
<p>(設置する学校)</p> <p>第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。</p> <p>(1) 千里金蘭大学 <u>大学院 看護学研究科</u>  生活科学部 食物栄養学科  児童教育学科  看護学部 看護学科</p> <p>(2) 金蘭会高等学校 全日制課程 普通科</p> <p>(3) 金蘭会中学校</p> <p>附 則 省 略</p> <p>附 則</p> <p><u>1</u> <u>この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（令和 年 月 日）から施行する。</u></p>	<p>(設置する学校)</p> <p>第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。</p> <p>(1) 千里金蘭大学 <u>(新 設)</u>  生活科学部 食物栄養学科  児童教育学科  看護学部 看護学科</p> <p>(2) 金蘭会高等学校 全日制課程 普通科</p> <p>(3) 金蘭会中学校</p> <p>附 則 省 略</p>

経費の見積り及び資金計画を記載した書類

設置経費及び経常経費並びにその支払い計画を記載した書類									
区 分	年 度		令和2 年度	開設年度の前年度 令和3年度	開設年度 令和4年度	令和5年度	年度	年度	合 計
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
設置経費	校 地 (うち造成費)		—	—	—	—	—	—	—
	施設	基 準 内	—	3,796 千円	—	—	—	—	3,796 千円
		基 準 外	—	—	—	—	—	—	—
	設備	図 書	—	1,286 千円	—	—	—	—	1,286 千円
		教 具 校 具 備 品	—	3,196 千円	—	—	—	—	3,196 千円
		小 計	—	8,278 千円	—	—	—	—	8,278 千円
新設校の開設年度の経常経費									
合 計			—	8,278 千円	—	—	—	—	8,278 千円
既設校から の転共用	施設	基 準 内	34,104 千円						
		基 準 外	5,172 千円						
	設備	図 書	12,792 千円						
		教 具・校 具・備 品	1,850 千円						



様式第4号その4（第11条関係）

設置経費及び経常経費の財源の調達方法を記載した書類		
区分	財源充当額	財源の調達方法
現金預金	8,278千円	令和2年度までに学納金等事業活動収入から積立てられた現金預金1,050,067千円のうち8,278千円を財源に充当。
合計	8,278千円	

様式第6号その2(第11条関係)

財 産 目 録 総 括 表				
科 目	年 度	令和元年度末 (開設年度から3年前の年度)	令和2年度末 (開設年度の前々年度)	申請時 (令和3年3月31日)
一 基本財産		9,991,519千円	9,625,793千円	9,625,793千円
二 運用財産		1,387,084千円	1,429,023千円	1,429,023千円
三 負債額		729,736千円	850,983千円	850,983千円
1 固定負債		302,441千円	261,468千円	261,468千円
2 流動負債		427,295千円	589,515千円	589,515千円
四 基本財産+運用財産		11,378,603千円	11,054,816千円	11,054,816千円
五 純資産(四-三)		10,648,867千円	10,203,833千円	10,203,833千円

# 貸借対照表

2021年3月31日

(単位 円)

資産の部			
科 目	本年度末	前年度末	増 減
固定資産	9,923,934,011	10,329,474,455	△ 405,540,444
有形固定資産	9,622,463,457	9,987,483,554	△ 365,020,097
特定資産	288,811,473	328,413,598	△ 39,602,125
その他の固定資産	12,659,081	13,577,303	△ 918,222
流動資産	1,130,881,882	1,049,128,432	81,753,450
資産の部合計	11,054,815,893	11,378,602,887	△ 323,786,994
負債の部			
科 目	本年度末	前年度末	増 減
固定負債	261,468,073	302,441,366	△ 40,973,293
流動負債	589,514,725	427,294,687	162,220,038
負債の部合計	850,982,798	729,736,053	121,246,745
純資産の部			
科 目	本年度末	前年度末	増 減
基本金	19,346,698,124	19,339,903,634	6,794,490
第1号基本金	19,143,498,124	19,136,703,634	6,794,490
第3号基本金	30,200,000	30,200,000	0
第4号基本金	173,000,000	173,000,000	0
繰越収支差額	△ 9,142,865,029	△ 8,691,036,800	△ 451,828,229
純資産の部合計	10,203,833,095	10,648,866,834	△ 445,033,739
負債及び純資産の部合計	11,054,815,893	11,378,602,887	△ 323,786,994

## 事業計画及びこれに伴う予算書

## 事業計画

## ○ 施設又は設備の整備計画

年 度	事 項	事業規模等	実施時期	備 考
令和3年度	大学院看護学研究科設置に係る共同研究室フロア工事	3号館9階共同研究室 64.8 m <sup>2</sup>	令和3年11月着工 同月完成予定	千里金蘭大学大学院専用
	大学院看護学研究科設置に係る共同研究室PC機器及び備品の購入	PC機器12台、テーブル6台、椅子12台等	令和3年11月～12月 購入予定	千里金蘭大学大学院専用
	大学院看護学研究科設置に係る図書購入	図書 163冊 電子書籍 30冊	令和3年11月購入予定	千里金蘭大学・大学院共用
	大学5号館 食物栄養学科調理実習室改修	5号館3階調理実習室 調理実習関連機器一式	令和3年8月着工 同年9月完成予定	千里金蘭大学生生活科学部食物栄養学科専用
	大学3号館等PC及び周辺機器等の更新	大学3419教室及び 4211教室PC機器60台、4号館～7号館一部 フロアの無線LAN整備	令和4年2月着工 同年3月完成予定	千里金蘭大学共用
	大学付属図書館高圧受電設備改修	大学付属図書館1階受電室受電用キュービクル設備一式	令和3年5月着工・完成	千里金蘭大学・大学院共用
令和4年度	大学3号館 高圧受電設備改修	大学3号館1階第一受電室設備一式	令和4年5月着工・完成	千里金蘭大学・大学院共用
令和5年度	大学6号館 高圧受電設備改修	大学6号館1階第2キュービクル設備一式	令和5年5月着工・完成	千里金蘭大学・大学院共用

## 資金収支予算決算総括表

(収入の部)

(単位 千円)

科 目	年 度	令和4年度 開 設 年 度	令和5年度
		新設校分	新設校分
学生生徒納付金収入		5,400	9,000
手数料収入		0	0
寄付金収入		0	0
補助金収入		0	0
資産売却収入		0	0
付随事業・収益事業収入		0	0
受取利息・配当金収入		0	0
雑収入		0	0
借入金等収入		0	0
前受金収入		1,200	1,200
その他の収入		0	0
資金収入調整勘定		0	-1,200
前年度繰越支払資金		0	-6,709
収入の部合計		6,600	2,291

(支出の部)

(単位 千円)

科 目	年 度	令和4年度 開 設 年 度	令和5年度
		新設校分	新設校分
人件費支出		7,000	8,000
教育研究経費支出		3,228	6,262
管理経費支出		761	1,528
借入金等利息支出		0	0
借入金等返済支出		0	0
施設関係支出		0	0
設備関係支出		2,270	2,270
資産運用支出		0	0
その他の支出		50	50
[ 予備費 ]		0	0
資金支出調整勘定		0	-50
翌年度繰越支払資金		-6,709	-15,769
支出の部合計		6,600	2,291

事業活動収支予算決算総括表

(単位 千円)

科 目		年 度	令和4年度 開 設 年 度	令和5年度
			新設校分	新設校分
教育活動収支	収 入	学生生徒等納付金	5,400	9,000
		手数料	0	0
		寄付金	0	0
		経常費等補助金	0	0
		付随事業収入	0	0
		雑収入	0	0
		教育活動収入 計	5,400	9,000
	支 出	人件費	7,000	8,000
		教育研究経費	3,228	6,262
		管理経費	761	1,528
徴収不能額等		0	0	
	教育活動支出 計	10,989	15,790	
	教育活動収支差額	-5,589	-6,790	
教育活動外収支	収 入	受取利息・配当金	0	0
		その他の教育活動外収入	0	0
		教育活動外収入 計	0	0
	支 出	借入金等利息	0	0
		その他の教育活動外支出	0	0
		教育活動外支出 計	0	0
	教育活動外収支差額	0	0	
	経常収支差額	-5,589	-6,790	
特別収支	収 入	資産売却差額	0	0
		その他の特別収入	0	0
		特別収入 計	0	0
	支 出	資産処分差額	0	0
		その他の特別支出	0	0
		特別支出 計	0	0
	特別収支差額	0	0	
〔 予備費 〕			0	0
基本金組入前当年度収支差額			-5,589	-6,790
基本金組入額合計			-2,270	-2,270
当年度収支差額			-7,859	-9,060
前年度繰越収支差額			0	-7,859
基本金取崩額			0	0
翌年度繰越収支差額			-7,859	-16,919

(参考)

事業活動収入 計	5,400	9,000
事業活動支出 計	10,989	15,790